

専門業務型裁量労働制に関する協定書

国立大学法人名古屋工業大学長（以下「甲」という。）と国立大学法人名古屋工業大学多治見地区事業場職員の過半数を代表する者（以下「乙」という。）は、労働基準法第38条の3の規定により、専門業務型裁量労働制に関し、次のとおり協定する。

（裁量労働制の原則）

第1条 甲は、専門業務型裁量労働制の適用対象者が遂行する教授研究の業務について、遂行の手段及び時間配分の決定等に関して具体的な指示は行わず、適用対象者の裁量に委ねるものとする。

（適用対象者）

第2条 本事業場において、専門業務型裁量労働制が適用される教員及び特定有期雇用職員は、教授、准教授、助教、特任研究員及び特任教員の全員とする。

（該当する業務）

第3条 専門業務型裁量労働制の業務は、別紙「専門業務型裁量労働制に関する協定届」（以下「協定届」という。）のとおりとする。

（みなし労働時間）

第4条 適用対象者が所定労働日に勤務した場合は、7時間45分勤務したものとみなす。
2 適用対象者が育児短時間勤務を申し出た場合には、1週19時間25分から24時間35分の間で定めた勤務時間をみなし労働時間とする。

（健康・福祉確保義務）

第5条 甲は、専門業務型裁量労働制の実施にあたり、適用対象者の健康と福祉を確保するための努力義務を負う。
2 前項の目的のため、甲は適用対象者の労働時間を把握するものとする。このため、適用対象者は、自らの労働時間管理を行うものとする。
3 第1項の目的のため、甲は定期的に健康診断を実施するとともに、必要に応じ個別の健康診断又は産業医による健康相談を行うものとする。
4 甲は、みなし労働時間の適切な管理を行うため、適用対象者の業務負担及び実労働時間について定期的、又は必要に応じ調査するものとする。
5 適用対象者は、前項の調査に対し協力するものとする。

（苦情処理）

第6条 適用対象者は、専門業務型裁量労働制に関する苦情を申し立てることができる。
2 苦情を申し立てる窓口は人事課を経由し教員の人事を担当する副学長とする。
3 前項の窓口は、乙を経由することもできる。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

平成30年 3月29日

国立大学法人名古屋工業大学長 30.4.-6 鶴飼 裕之 印

国立大学法人名古屋工業大学
多治見地区事業場職員過半数代表者 安達 信泰 印

